

山梨県公報

第二千七百四十九号

平成二十九年

十一月三十日

木曜日

目次

告示

○都市計画事業の認可……………七四九

公告

○県政功績者……………七四九

○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(二件)……………七五〇

○換地処分の実施……………七五〇

○開発行為に関する工事の完了について……………七五四

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………七五四

告示

山梨県告示第三百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画公園 四・四・四号 中央市総合防災公園

二 施行者の名称 中央市

三 事業施行期間 平成二十九年十一月三十日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 山梨県中央市大字布施字山ノ神前、字菴丁田及び字明神林地内、大字山ノ神字居村地内並びに大字白井阿原字上河原地内

2 使用の部分 なし

公告

● 県政功績者

山梨県表彰規則(昭和二十七年山梨県規則第十二号)に基づく平成二十九年年度県政功績者は、次のとおりである。

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

功績分野	氏名	住	所
特別功績	故 西室 泰三	神奈川県横浜市	
特別感謝状	白石 和巳	神奈川県横浜市	
県議会	浅川 力三 渡邊 英機	北杜市 南都留郡忍野村	
地方自治	望月 仁司 上野 稔 岡部 幸喜 笠井 万汎 梶原 松次 佐野 哲也 望月 隆夫 渡辺 月丸 渡邊 理男 勝 敏夫	南巨摩郡身延町 笛吹市 上野原市 南巨摩郡身延町 南都留郡富士河口湖町 南巨摩郡南部町 西八代郡市川三郷町 南都留郡鳴沢村 南都留郡忍野村 南アルプス市	
産業	飯島 忠 笠井 健夫 高野 誠	甲府市 甲府市 西八代郡市川三郷町	
	依田 茂 齋藤 喜久男 山口 憲治 小林 眞一 三井 克己	南巨摩郡身延町 上野原市 南アルプス市 南巨摩郡富士川町	

保健衛生	一瀬 秀文 井上 勝六 小松 史俊 佐野 芳知 土屋 幸治 幡野 仁	甲府市 南アルプス市 甲府市 南巨摩郡身延町 甲府市 甲府市
	今村 繁子 小野 卓 十菱 駿武 土橋 英俊 新津 晴夫 樋口 高子	甲斐市 甲府市 東京都八王子市 甲府市 南アルプス市 南巨摩郡富士川町
教育文化	田中 一利 丸山 光則 若杉 成剛 井上 昇 飯田 裕彦 古菅 一芳 杉山 一美 伴野 聰 佐野 馨 相馬 保政 植松 雄二 望月 健	都留市 山梨市 笛吹市 富士吉田市 南アルプス市 北都留郡小菅村 中央市 甲府市 南巨摩郡身延町 大月市 斐崎市 甲府市

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三
 条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定
 により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方	指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
	南巨摩郡身延町一色字大子五〇二九、五〇三二、五〇三三、五〇三三	依田勇、古屋彦一
	南巨摩郡身延町古閑字ウトウ久保三六四七	土橋左一
	南巨摩郡身延町古閑字大下三六四三、字北河境三七〇五	赤池菊松
	南巨摩郡身延町古閑字大下三六四四	赤池小一
	南巨摩郡身延町三沢字楠田四四七四	小林五雄
	南巨摩郡身延町三沢字楠田四五一六	今村嘉文
	南巨摩郡身延町車田字今井一六四二	土橋ゆみの
	南巨摩郡身延町車田字今井一六四四	土橋とも志

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年十月十九日農林水産省告示第千五百六十五号

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 一 斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町矢細工字栃戸二五七〇の二	浅井清隆
南巨摩郡身延町矢細工字栃戸二五八三の二	佐野徳郎
南巨摩郡身延町矢細工字栃戸二六〇三	佐野時晴
南巨摩郡身延町矢細工字栃戸二六〇四	佐野武敏
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五五三、二五五四	若尾清作、深澤太郎
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一五二三	望月伴六
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一五七九から一五八一まで、字榎桃草里一二一八、一二四七、一二四八、一二五〇	山下朝治
南巨摩郡身延町八日市場字榎桃草里一二一九	望月仁司
南巨摩郡身延町八日市場字榎桃草里一二二〇	望月喜一
南巨摩郡身延町寺沢字下沢奥三〇九九、字上沢奥三	佐野芳男

〇一四、三〇一五、三〇一六の二	
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二八八五	樋川徳一
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九〇一、二九〇四、二九〇六	佐野六朗
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九二七から二九二九まで、二九二九の二、三〇一三	遠藤泰明、河西與左工門
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九四九、二九五二	松田具重
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九五六	天野貫一
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九五九、二九八一、二九八二	松田功
南巨摩郡身延町遅沢字神屋沢一五一七の内一	望月安積
南巨摩郡身延町矢細工字腰巻一三三六の一	佐野信
南巨摩郡身延町矢細工字成山三六〇〇	古川長市、古川万治郎
南巨摩郡身延町平須字石倉二八八四	神宮寺傳治郎
南巨摩郡身延町平須字石倉二八八七	神宮寺茂
南巨摩郡身延町矢細工字滝平三一七八、三一七九	常葉隆重
南巨摩郡身延町矢細工字滝平三一八〇	佐藤勝良
南巨摩郡身延町矢細工字滝平三一八二	佐野勝良
南巨摩郡身延町矢細工字滝平三二一〇	我妻次男

南巨摩郡身延町矢細工字滝平三二二一、三二二三	千代時義
南巨摩郡身延町矢細工字滝平三二一四	大野三郎
南巨摩郡身延町伊沼字松木平六四九、六五〇	深澤龍子
南巨摩郡身延町伊沼字松木平六五一	深沢宗太郎
南巨摩郡身延町伊沼字松木平六五四	佐野良直
南巨摩郡身延町伊沼字松木平六五七から六六〇まで	深沢お富
南巨摩郡身延町伊沼字松木平六六六	佐野寅藏
南巨摩郡身延町伊沼字松木平六六七、六六七の二	村松かつの
南巨摩郡身延町伊沼字松木平六七四の二、六七五	若尾嘉代子
南巨摩郡身延町平須字堰入九一一、字清水沢一二五 一の二	幡野義信
南巨摩郡身延町平須字堰入九一三	深沢傳重
南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二〇三三二の一、二〇三三 二の三、二〇三六から二〇三八まで	望月秀男
南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二一〇七、二一〇七の内一、二一〇七の内一、二一〇七の内一、字将賢林二〇二七、二〇二九の一、二〇二九の内一、二〇三〇、二〇三二	望月キノエ
南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二一五八、二一五九	望月信一

南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二一六四、二一六八、二一七三	遠藤藤之助
南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二一六五	遠藤トヨジ
南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二一六五の内一	遠藤熊治郎
南巨摩郡身延町遅沢字観音堂二一六七、二一七三の二	遠藤勝久
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二四二一	川崎覺一
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二四三一	土橋兼治郎
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二四三二、二四三四	川崎登
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二四六三、字山王羽根二五二七、二五二八	栗林英明
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二四三五、二四七一、字山王羽根二五四一、二五五五	村田敏子
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二四七七	佐野富治
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二四七八	土橋玉作
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五〇九	土橋多け子
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五一五、二五一五の内一	佐野スミ子
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五二九、二五三〇	望月君江
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五三三	深澤仁三郎

南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五三四	平林小三郎
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五四〇	望月小太郎
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五四二	小林安二郎
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五四三、二五四三の内一、二五四三の内二	千葉糸子
南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五四四	東京プラット製靴株式会社
南巨摩郡身延町八日市場字榎桃草里二二二七、二二二四から二二四六まで	望月英雄
南巨摩郡身延町古長谷字下ノ原七一から七四まで	菊池勇一
南巨摩郡身延町矢細工字腰巻一三六五	星野定

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年十月十九日農林水産省告示第五百六十六号
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三六五	伊藤淳二
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三八一、字樋坪三六四	伊藤角藏
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三八四	伊藤重藏、伊藤金藏
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇四二八	伊藤金藏、伊藤永吉
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三八五の一、三八五の二	神明社
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三八五の三	伊藤誠
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇四四六	伊藤芳雄
南巨摩郡身延町熊沢字樋坪三二九	伊藤文吉
南巨摩郡身延町一色字大子五一三五の一、五一三五の二、字和田五四九三の一、五四九三の二	近藤忠雄、内藤喜照、内藤眞、依田利雄、近藤一布、深沢章一、依田勝太郎、佐藤信雄、佐野喜幸、佐野重三、佐野美之、依田勉、内藤民一、春沢昶喜、春沢盛哉、春沢光敏、春沢茂吉、内藤清一、内

南巨摩郡身延町切房木字細久保一一三六	池田金吾	藤正道、内藤芳直、内藤保、内藤隆義、内藤恒吉、内藤武忠、内藤基春、内藤勝正、内藤庚、依田刃春、依田昌雄、佐野三男、加賀美道治、小林孝治、望月茂、内藤義寛、内藤義政、加賀美悟、佐野元藏、依田達男、佐野壽彦、萩原康熙、古屋昭治、古屋喜義、古屋明、古屋寛作、古屋智重、古屋章忠、古屋健男、古屋義雄、依田理恵子、依田久八、依田貢、依田眞、依田久子、内藤和平、内藤徳重、内藤義清、内藤末子
南巨摩郡身延町切房木字細久保一一七三	池田富義	
南巨摩郡身延町杉山字佐藤内一一七七の一、一一七七の四	富里村杉山負債整理組合	
南巨摩郡身延町釜額字寺ノ上一五一六	小林君敏	
南巨摩郡身延町三沢字仲塚一六六三の乙	無限責任久那土村三沢第三負債整理組合	

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年十月十九日農林水産省告示第五百六十七号
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(落合・湯沢地区湯沢一工区)の換地処分を平成二十九年十一月八日実施した。

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字杏木道下九百四十七番の一の一部並びに字萩塚千四番の一部及び千七番の一の一部並びに南都留郡忍野村忍草字李ノ木三千六百三番の一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役副社長 経営総括本部長 権田与志広

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字松の木六千七百六十の一、六千七百六十の二、六千七百六十一の一、六千七百六十一の三、六千

七百六十二の一及び六千七百六十二の二並びに字上大塚三千百四十の一、三千百四十の二、三千百四十の三、三千百四十の四及び三千三百五十一の五の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡富士河口湖町船津千七百番地 富士河口湖町 富士河口湖町長 渡辺喜久男

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番